

別記3（農産物等輸出拡大緊急対策事業）

第1 事業実施主体等

1 事業実施主体

（1）品目団体別を通じた我が国の食品の輸出拡大事業

特定の品目について、国内の主な輸出産地、輸出食品事業者等を取りまとめる次の団体

農林漁業者の組織する団体、食品事業者等の組織する団体、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人その他機構会長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

（2）海外外食事業者を通じた我が国の食品の輸出拡大事業

民間事業者、事業協同組合、協業組合、輸出組合、酒類業組合、商工会議所、商工会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、農林漁業者の組織する団体、特認団体

2 特認団体の要件等

特認団体は、次の要件を全て満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
- （4）各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第2 事業の内容等

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 品目別団体を通じた我が国の食品の輸出拡大事業

海外において、特定の品目について国内の主な輸出産地、輸出食品事業者等を取りまとめる団体が、消費者や流通業者等を対象に、我が国の食品の安全性や魅力等について広く紹介するセミナーを実施する。

（1）セミナー開催の事前の調整・準備

① 関係機関等との調整・準備

効果的なセミナーの開催に向けて、国内外の関係機関等との開催場所・開催時期などの事前の調整やセミナー資料・産品カタログ等の作成、講師の選定などの準備を行う。

② セミナー開催の周知・PR等の実施

セミナー開催の日時、場所、内容等について、新聞・業界誌などの出版物への掲載、ポスターの作成・掲示や専用ホームページの開設などにより広く周知・PRを行う。

（2）セミナーの開催

セミナーの参加者に、分かりやすく、丁寧に紹介するための資料・カタログやレシピなどを活用しつつ、試食・試飲など効果的な手法を取り入れることなどを行い、我が国産品の安全性や魅力等を広く紹介する。

（3）セミナー結果の取りまとめ

セミナー参加者にアンケートなどを行うことにより、参加により得られた知識、知見などを把握するとともに、セミナー開催の結果・効果などを取りまとめ、報告書を作成

する。

また、報告書を関係団体、関係事業者等に広く普及する。

2 海外外食事業者を通じた我が国の食品の輸出拡大事業

外食事業者の団体等が、海外の外食事業者等を日本に招へいし、地域の生産者等の取組の紹介や我が国の食品の安全性や魅力等についてのセミナー等を実施する。

(1) セミナー等開催の事前の調整・準備

効果的なセミナー等の開催に向けて、国内外の関係機関等との開催場所・開催時期などの事前の調整や資料・商品カタログ等の作成、講師の選定などの準備を行う。

(2) セミナー等の開催

セミナー等の参加者に、分かりやすく、丁寧に紹介するための資料・カタログやレシピなどを活用しつつ、試食・試飲など効果的な手法を取り入れることなどにより、我が国産品の安全性や魅力等を広く紹介する。

(3) セミナー等結果の取りまとめ

セミナー等参加者にアンケートなどを行うことにより、参加により得られた知識、知見などを把握するとともに、セミナー等の開催の結果・効果などを取りまとめる。

第3 助成対象経費

本事業で助成の対象とする経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 品目別団体を通じた我が国の食品の輸出拡大事業

旅費、謝金、賃金、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費等

2 海外外食事業者を通じた我が国の食品の輸出拡大事業

旅費、謝金、賃金、役務費、資料作成費、会議費、消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費等

第4 成果目標

事業実施主体が設定する成果目標の基準は次のとおりとする。

国内外で開催するセミナー等の参加者のうち、概ね8割の参加者が、我が国の食品の安全性や魅力等について理解を深める。

第5 採択基準等

1 本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

2 事業実施主体は、事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託することができる。

なお、委託先を選定する場合は、原則として競争に付することとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第6 公募手続及び事業実施計画の承認手続

1 公募手続及び事業実施計画の承認手続

- (1) 応募団体等は、公募の実施期間中、機構会長に応募申請を行うものとする。
- (2) 機構会長は、応募団体から提出のあった申請書類を確認し、応募要件等を満たしている場合に限り、申請書類を業務規程第5に基づく審査委員会において審査を行い、事業実施候補者を選定し、通知するものとする。
- (3) 事業実施候補者となった者は、助成金交付申請書（業務規程別記様式第1号）及び実施計画書を機構会長に提出するものとする。
- (4) 機構会長は、事業実施候補者より提出のあった申請書類を確認し、要件を満たしている場合に限り、応募団体からの申請書類を農林水産省食料産業局長に協議し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。事業実施計画の当該重要な変更又は中止若しくは廃止の承認申請については、業務規程第8の規定に基づく助成金変更承認申請書（業務規程別記様式第2号）」の提出をもって、これに代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の30%を超える増
- (2) 補助事業に要する経費又は助成金の30%を超える減
- (3) 業務規程第8の4の別紙農産物等輸出拡大緊急対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る実績報告書（業務規程別記様式第5号）を作成し、事業の一環として作成した報告書2部を添付の上、機構に提出するものとする。

第8 報告又は指導

機構は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。